座間市立東原保育園の民間移管に係る審査基準

令和７年８月

座間市

（余白）

目次

[１　選定の概要 2](#_Toc78441674)

[２　１次審査について 4](#_Toc78441675)

[３　２次審査について 4](#_Toc78441676)

[４　採点について 5](#_Toc78441677)

[５　審査基準 5](#_Toc78441678)

１　選定の概要

・　有識者等で構成する座間市立保育所の民間移管に係る選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、「資格審査」、「１次審査」、「２次審査」の３段階に分けて審査を実施する。

・　資格審査は、書類審査とし、応募法人が「座間市立東原保育園の民間移管に係る運営法人公募要項」「４　公募への応募資格」に示す要件を満たしているかを確認する。満たしていない要件がある場合は、失格とする。

・　１次審査は、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査とし、「５　審査基準」の１次審査の評価項目に基づいて評価する。

・　審査の結果、最低基準点を満たす上位２法人は、２次審査に進めるものとする。

・　２次審査は、現地審査とし、「５　審査基準」の２次審査の評価項目に基づいて評価する。

・　現地審査では、「座間市立東原保育園の民間移管に係る運営法人公募に関する提出書類」の「３　現在運営している保育所の状況（第３号様式）」に記載の保育所を視察する。

・　審査の結果、本市は最優秀法人を選定するが、その際、本市又は選定委員会は、必要に応じて附帯条件を付すことができる。

・　選定委員会における選定結果を踏まえ、本市は最優秀法人を決定し、最優秀法人と協議して覚書及び契約を締結する。審査の結果は、文書で応募法人に通知するとともに、速やかに本市ホームページで公表する（落選した法人名は、公表しないものとする。）。

図１　最優秀法人決定までのフロー図

諮問

①資格審査

②１次審査

③２次審査

④最優秀法人の選定

⑤最優秀法人の決定

失格

失格

満たしていない要件がある

上位２法人に満たない場合

最低基準点に満たない場合

全ての要件を満たしている。５法人以上申込があった際は事前評価を行い、

上位４法人が１次審査に進む。

上位２法人

覚書の締結

附帯条件の反映

答申

２　１次審査

・　応募資格の有無、申請書類、プレゼンテーション及びヒアリングで審査する。

・　プレゼンテーションで使用するパソコン等の機器は、法人が準備すること。なお、プロジェクター及びスクリーンは、市の備品を使用可能とする。

・　１次審査におけるプレゼンテーションは、説明を１５分以内とし、ヒアリングは、１５分程度とする。

・　１次審査で使用するプレゼンテーション資料は、応募時に提出したものを準拠することとし、追加資料の配布は行わないこと。また、法人を特定できる表示を記載しないこと。

・　応募が５法人以上となった場合は、選定委員会において、提出された書類等により事前評価を行い、上位４法人の１次審査を実施するものとする。この場合において、１次審査に参加しない法人は、応募資格を喪失したものとみなす。

・　プレゼンテーション及びヒアリングの参加可能人数は４人までとする。法人代表者（選定委員会及びヒアリングにおいて、その発言に対し責任を持ち、実施できる立場にある者）１人及び施設長予定者１人の２人は必ず出席すること。

・　ヒアリングでは、申請書類の内容及び施設長予定者に保育内容等について確認する。

・　施設長予定者が出席できない又は施設長予定者をやむを得ず変更する場合は、民間移管する法人の決定後であっても再度ヒアリングを行い、その結果によっては決定を取り消すことがある。

・　１次審査の結果、上位２法人が２次審査へ進む。１次審査の結果、第３位の法人が同点となった場合は、選定委員会委員の多数決によりその順位を決定する。

３　２次審査

・　申請書類第３号様式「現在運営している保育所の状況」に記載した保育所を現地審査する。

・　選考では、保育所の保育の様子を確認するため、平日の通常保育が行われている時間帯を視察する。

・　１次審査を通過した法人には、事前調整して実施日を通知する。

・　現地審査の際には、選定委員の質問に対応できる職員を確保すること。審査対象は、現地審査する保育所の保育全般とする。

・　視察には、選定委員会委員のほか、市の保育士が同行し、委員に助言を与える。

４　採点方法

１次審査及び２次審査それぞれにおいて、項目ごとに採点者の最上位点数及び最下位点数を除いた点数を合計し、１次審査と２次審査の合計得点が最も高い法人を最優秀法人とする。

ただし、１次審査及び２次審査それぞれにおいて、合計得点を有効採点者数で除した点数が満点となる点数の６０％に満たない場合は、その法人を失格とする。

５　選考基準

⑴　１次審査

１次審査では、次の項目に沿って、採点する。

点数の基準は、項目ごとに配点を設け、その点数を上限とし採点する。

（採点基準）　※小数点未満は、切捨てとする。

ア　優れている　配点×８０％程度以上

イ　良い　　　　配点×８０％程度

ウ　可　　　　　配点×６０％程度

エ　不可　　　　配点×６０％未満程度（その程度による）

　　　　　　　　提案無し、記載無しは０点とする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | № | 審査項目 | 評価基準 | 配点 |
| １．法人概要説明書（１５点） | １－⑴ | 法人の理念（１５点） | ア　職員の処遇改善に努める姿勢があるか。 | ５点 |
| イ　保育の質の向上に努める姿勢があるか。 | ５点 |
| ウ　常に経営の安定に努める姿勢があるか。 | ５点 |
| ２．現在運営している保育所の状況（１５５点） | ２－⑴ | 保育の理念（３０点） | ア　子供の最善の利益を考慮し、全ての子供を公平に受け入れる姿勢があるか。 | １０点 |
| イ　保育の質の向上に努める姿勢があるか。 | １０点 |
| ウ　利用者の意見・要望に真摯に対応する姿勢があるか。 | １０点 |
| ２－⑵ | 事業の実施（１５点） | ア　延長保育を実施しているか。 | ５点 |
| イ　要保護児童の受入れを実施しているか。 | ５点 |
| ウ　医療的ケア児の受入れを実施しているか。 | ５点 |
| ２－⑶ | 食育（１０点） | ア　食材の質及び安全に配慮し、子供が楽しめる取組があるか。 | ５点 |
| イ　アレルギー（宗教食）がある子供の受入れに前向きに取り組む姿勢があるか。 | ５点 |
| ２－⑷ | 事故防止防犯・防災（１５点） | ア　事故の未然の防止に努める姿勢があるか。 | ５点 |
| イ　防犯対策に努める姿勢があるか。 | ５点 |
| ウ　災害時の対応に前向きに取り組む姿勢があるか。 | ５点 |
| ２－⑸ | 決算状況（６０点） | ア　経営状況が良好であるか。 | ２０点 |
| イ　民間移管を実施した後も、安定した運営が可能な財政基盤があるか。 | １５点 |
| ウ　人件費率は適切か。 | １５点 |
| エ　保育材料費、消耗器具備品費等の比率は適切か。 | １０点 |
| ２－⑹ | 弾力的な運用（１０点） | ア　定員の弾力的運用により待機児童の解消に努めているか。 | １０点 |
| ２－⑺ | 地域への貢献（１５点） | ア　地域住民と良好な関係を築くよう努めているか。 | ５点 |
| イ　現に座間市内で保育所を運営しているか。 | １０点 |
| ３．（仮称）東原保育園事業計画（３１０点） | ３－⑴ | 応募動機（２０点） | ア　公立保育所の在り方（障がい児保育、要保護児童の受入れ等）を理解した上で、同様の役割を担う旨の記載があるか。 | ２０点 |
| ３－⑵ | 座間市立東原保育園の保育の引継ぎ（３５点） | ア　座間市立東原保育園の保育を引き継ぐことについて、具体的な記載があるか。 | ３０点 |
| イ　既存の登降園システムと同等以上の機能を持つシステムへの引継ぎが可能か。 | ５点 |
| ３－⑶ | 定員設定（５０点） | ア　令和９年４月１日の民間移管時点で３歳未満児の受入れを現在の定員より増やすことができるか。 | ２０点 |
| イ　民間移管後に建物内部の改修等を行い、待機児童の多い３歳未満児の定員数の増加についての提案がなされているか。 | ３０点 |
| ３－⑷ | 事業の実施（６０点） | ア　午前７時３０分から午後６時３０分までの１１時間保育より長時間の保育の提供について提案がなされているか。 | １０点 |
| イ　延長保育を実施するか。 | ５点 |
| ウ　要保護児童の受入れを実施するか。 | ５点 |
| エ　医療的ケア児の受入れを実施するか。 | ４０点 |
| ３－⑸ | 職員採用職員配置（４５点） | ア　保育士確保について具体的な記載があるか。 | １０点 |
| イ　施設長としてふさわしい人物の確保について具体的な記載があるか。 | １０点 |
| ウ　国の配置基準を上回る水準での保育士配置を行う記載があるか。 | １５点 |
| エ　特別な配慮が必要な児童に対し、積極的に保育士の加配を行う記載があるか。 | １０点 |
| ３－⑹ | 職員の継続雇用（２０点） | ア　現在、座間市立東原保育園に在籍する会計年度任用職員が就職を希望した場合、積極的に雇用する姿勢があるか。 | ２０点 |
| ３－⑺ | 年間行事計画（５点） | ア　座間市立東原保育園の年間行事計画を尊重した内容であるか。 | ５点 |
| ３－⑻ | 年間職員研修計画（５点） | ア　職員の質の向上に資する研修を計画しているか。 | ５点 |
| ３－⑼ | 収支予算書（４０点） | ア　（収支予算書）人件費率は適切か。 | ２５点 |
| イ　（収支予算書）保育材料費、消耗器具備品費等の比率は適切か。 | １５点 |
| ３－⑽ | 食育（１０点） | ア　食材の質及び安全に配慮し、子供が楽しめる取組があるか。 | ５点 |
| イ　アレルギー（宗教食）がある子供の受入れに前向きに取り組む姿勢があるか。 | ５点 |
| ３－⑾ | 事故防止、防犯、防災（１５点） | ア　事故の未然の防止に努める姿勢があるか。 | ５点 |
| イ　防犯対策に努める姿勢があるか。 | ５点 |
| ウ　災害時の対応に前向きに取り組む姿勢があるか。 | ５点 |
| ３－⑿ | 地域との交流（５点） | ア　地域住民と良好な関係を築くよう努めるか。 | ５点 |
| ４．その他（２０点） | ４－⑴ | その他特別に評価できること（２０点） |  | ２０点 |

⑵　２次審査

２次審査では、法人が運営する保育所を視察し、次の項目に沿って採点する。

点数の基準は、項目ごとに配点を設け、その点数を上限とし採点する。

（採点基準）　※小数点未満は、切捨

ア　優れている　配点×８０％程度以上

イ　良い　　　　配点×８０％程度

ウ　可　　　　　配点×６０％程度

エ　不可　　　　配点×６０％未満程度（その程度による）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 書類との整合性 | （第３号様式）現在運営している保育所の状況と合致しているか。 | ５０点 |
| ② | 保育全般 | 良質な保育が提供できているか。 | １５０点 |
| ③ | その他特別に評価できること（医療的ケア児の受入れ実績等） |  | ５０点 |